

6月7日 総務教育常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和6年6月7日(金) 午前8時58分～午後0時02分 第1委員会室
- 出席議員 奥田伸行、尾嶋準一、中山功一、河本文哉、養原美百合、斉尾智弘
長谷川昭二、野田秀樹
- 欠席議員 なし
- 他の出席を求めた議員 なし
- 執行部職員等 磯江総務課長、松本教育総務課長
- 議会事務局 手嶋局長、福島主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (8:58)

○尾嶋副委員長

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより総務教育常任委員会を開会いたします。

まず初めに、委員長挨拶、その後、委員長のほうで進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 委員長あいさつ

○奥田委員長

おはようございます。今日はちょっと難しい議案の審議もありますけど、慎重審議のほうよろしくをお願いいたしたいと思います。

ただいまの出席委員は8人です。定足数に達していますので、これより総務教育常任委員会を開きます。

本定例会において、総務教育常任委員会に付託された議案は1件です。また、付託された請願と陳情は2件です。審査については、お手元の日程表に従って行います。

3 所管事項調査について

○奥田委員長

それでは、日程3、所管事項調査についての質疑から行います。

事前に通告いただきましたのは中山委員からで、北条小学校前の危険空家の対応状況と、GIGAスクール構想の関係で導入したタブレットの更新のスケジュールや、その予算はどのように推移する見込みか伺いたい旨の申出をいただいております。

それでは、中山委員から質問を行ってください。

○中山委員

中山です。

先にGIGAスクールで導入されたタブレットのほうを聞かせていただきたいと思いますけれども、導入の段階で、1年目が1学年、2学年ぐらいで、2年目に大量に入ったように思うんですけれども、今後、更新が必要になってきます。機器の耐用年数もそうですし、OSの対応も変わってくると思うんで、そのときにどういうスケジュールでいくのかっていうことと、予算がどこから来るのか、町負担なのか、国負担なのか、その辺りを聞かせていただければと思っています。

○奥田委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

御質問にお答えします。まず、導入実績ですけれども、令和2年度に910台、令和4年度に385台、合計1,301台を導入しております。令和2年度のものについてが来年度、令和7年度で5年たつような形になるんですけれども、ただ、更新につきましては特に決まったルールはございません。ただ、やはり教育委員会としましては、5年程度で更新っていうことは検討していかないけないんじゃないかなというふうには考えているところです。ということになると、来年度、令和7年度が5年目になるわけで、検討を始めないといけないんですが、今の段階からいうと、まだ検討は進んでないところです。

今後なんですけれども、国の補助金がG I G Aの第2期ということであるんですけれども、国の方針として、各単町に補助金を出すというやり方ではなくって、例えば県全体でまとまった形というような形をイメージしていただいたらいいんですけれども、共同調達会議というか、そういう組織をつくって、そこで検討した内容で調達する、それに対して補助金が出るということなので、北栄町単体で調達しようと思っても、国の補助金が頂けなくて、全て単費になってしまいますんで、ちょっとそれは都合が悪いなというところで、今のところ、国の補助基準額が1台当たり5万5,000円まで、補助率としては3分の2というような形でスキームがつくられているようです。

じゃあ、その共同調達会議どうするんだっていう話ですけれども、実はこの令和6年度、協議っていうか、準備は進めてまして、今のところ、7月に立ち上げたいということで、県内といいますか、そこでの調整をして、今、7月の会議に向けて日程調整をしている段階ということになります。

現状としては、今御説明したのが現状というふうに思っただけたらと思います。

以上です。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

ありがとうございます。共同購入っていうことは、北栄町はi P a dが入ってますけど、ほかの町は、i P a dじゃないものが入ったりするようなところはi P a dに合わせていくのか、別の端末に合わせていくのか、その辺の話も今後出てくるっていう可能性があるっていうことですかね。

○奥田委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

そうですね、機種につきましても、O Sにつきましても、そういったところは出てくるんじゃないかなというふうには思ってますし、導入台数ですね、じゃあ、令和7年度に北栄町、導入したいとなったときに、2回に前回、分かれてますけど、1,300台一気にいいのか、間を取って、令和8年度に一気にのほうがいいのか、半々じゃないとできないのか、ちょっとその辺はこれからの調整かなというふうには思っているところです。ただ、ちょっと先ほど説明しませんでしたけども、4年目になってまして、やっぱり不具合が出るような端末も出てきてます。ただ、今のところ購入したものの予備機として置けるような台数もあって、それとの交換でやりくりはできておりますので、学校の活動に対しての支障は出てはおりませんけども、やはりそういうこともありますので、検討はしていかないけないだろうなというふうには考えているところです。以上です。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

最初、導入されたときに、生徒・児童の分はあるんだけど教職員の分がなくて、教職

員が全く触れないとかっていうのがあって、次、リプレースするときも、もしかしたら似たような状況になるのかなっていうのを想像したりもしてるんですけども、またその辺の台数とか、あと、さっきも言われましたけど、壊れたときの代替機としてどのぐらいキープするのかっていう、その辺の検討も今後進めていってもらえるんだろうなとは思っていますが、よろしくお願いします。

○奥田委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

先ほど言った1,301台の中には教職員が使われているタブレットも含まれております。ですので、先ほど、例えば半々とかっていうような話もお話しさせていただきましたけど、生徒が使っているタブレットと教職員が使っているタブレットが違うっていうのも、ソフトが一緒であれば何とかなるのかもしれないですけどというところも、いいのかどうかっていうようなことも踏まえて考えないといけないのかなというところがありますけども、一気に買おうとすると、それなりの費用っていうのを準備しないといけないというところもありますんで、ちょっとその辺は考えていかないといけないのかなというふうには思っているところです。

あと、そうですね、また、先ほどの国の補助金の部分につきましては、調べていただいたら分かるんですが、予備機についても15%以内で補助金はつくようです。ただ、15%も要るかと言われると、さすがにそこまでは必要ないかなとは思いますが、100台以上になってくるので、予備機だけでも。ですので、そういった実態がありますので、ちょっとそこは十分に協議をさせていただいて、また御提案させていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○中山委員

ありがとうございました。

○奥田委員長

では、タブレットの関係についてはよろしいでしょうか、中山委員。

○中山委員

はい、ありがとうございます。

○奥田委員長

それでは、危険空家のほうをお願いします。

中山委員。

○中山委員

北条小学校の前の建物ですけれども、この会があるたびに言ってるような状況なんですけれども、いまだにあるというか、ずっとあるわけですけど、だんだん朽ちていく状況がひどくなってまして、今、ガラスが割れて、鋭利な角度で割れてる状況もありますし、瓦も落ちてきてる部分もあつたりします。答えは大体分かってるんですけど、話はしてるんですけど、進んでませんというのが現状ですということなんですけど、今までの経過を教えてもらいたいなと思って、最初がどの時点で、どういう話をして、それがどのくらいの頻度で話が進んでいて、今に至ってるのかっていうことを教えていただければと思います。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

ずっと前になりますと、平成28年ぐらいに、ちょうど地震の前ぐらいだったと思いますが、地震の前後ぐらいですかね、私が担当する前のあたりでは、危険だということで本人さんにいろいろ直接お話をして、指導をしたりっていうようなことはしています。

ところが、その時点では何も対応されてないってことです。それからずっと時間がたってきました、御意見をいただいて、通知は行って、今、最近では本人さんにお会いしていないとか、その時点ではそこが空き家だったというところですね、ということで本人さんにお会いしてなくて、通知を出しただけで何もできてませんでした。

最近、情報では、本人さんにお会いしてはないんですが、住民登録があるということで、敷地内広いですけど、その建物ではなくて別の建物に居住をしとられるというような情報がありまして、取りあえず空き家という定義の中では今は外れているのかなというところでは思ってますが、中山委員からの視点で空き家を見られると、ガラスが壊れ、屋根がというようなことではありますけど、町の段階としては、草木はきれいに刈られて、ごみも落ちてないような状況なので、特に町として、何ていいますかね、解体をなさいというような指導をしなければならない家屋だとは思ってないというのが現状です。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
町としての認識がそういうことだということですけど、あそこ、前が県道ですね。なので、県が管轄してるんですけど、看板が立ってるんですよ、頭上注意って。ということは、県としてはここは危ないですよっていう認識があると思うんですね。それは、町としてはどうなんですか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
頭上は危ないということで、建物に近づかないようにバリケードっていいですか、コーンを立てて、そちらの敷地内に入らないような措置がされてるので、特にそれは、その現状だという認識です。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
建物は危なくないと思われてるってということですか。

○磯江総務課長
そういう意味でいいますと、物が落ちてくる可能性はあるんで、危険なのかもしれませんが、それが、何ていいますかね、道路側にどんどん落ちてくるような状況ではないという認識でおります。ですので、そこまで今、直ちに対応しなければならない物件だとは思っていません。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
分かりました。

県のほうが看板立てて、頭上注意っていうことは、そこを通るときに注意して通ってくださいねってことですよね。そこを通るのが小学生なわけです、通学路になるので。ここはどう思われますか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
だとしても、コーンより、何ていいますかね、南側というか、道路側を通れば、特に支障はないんじゃないかなと思っています。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員

歩道にコーンがあるわけですね。狭まってるわけですが、歩道が。土地からコーンがあって、車道があるわけです。一定の幅の歩道があって、歩道が狭くなって、コーンのないところを通ればいいっていうことは、車道側を歩けっていうことですね。車道に近いほう、まあまあ半分くらいまであったとしたら、残りの半分の車道に近いほうを歩けばいいじゃないかっていう見解だっていうふうに認識していいんですか。

○磯江総務課長

何ていいますか、総務課の視点でいうと、空き家とかそういう危険な建物について適切な管理を促すということは総務課の管轄ですけど、道路が通常に通れるか、通れないかみたいなどころの視点は道路管理者のほうが考えるべきなのかなと。総務課が何もしないというか、何かちょっとこういう言い方をすると危険を放置しとけっていうような意味に取られるかもしれませんが、町として、あれが危険な空き家なのかというと、そうではないという考えです。だからといって、道路、通行がって言われるとちょっと苦しいんですけど、総務課の、何ていいますか、空き家管理の立場としてはそういう考えだということです。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員

分かりました。

さっきの答弁の中で、住んどられる、敷地内の別の建物に住んどられるかどうか分からないですけど、登録があるっていうふうに言われたんですけど、ていうことは、その敷地内にあるあの建物は空き家としては認定はしない、認定できないっていうふうに捉えればいいんですか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長

敷地内におられるということですので、町全体の定義からいうと、そこは空き家ではないということになります。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員

空き家ではないけれども、危険と思われる建物について何か指導するとかいうことは、町としてはできるんですか。それはできないんですか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長

それは今までも行っております。ただ、文書送付っていうような形ですけど。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員

大体想像してたとおりの答えなのであれですけど、やっておられるんですよね。やっておられるけれども、進展はないというふうに思えばいいっていうことですね。

○磯江総務課長

頻繁にということでは行っていない、文書送付程度、過去にというか、以前はその程

度だということです。何ていいですかね、本当に危険で解体しなさいというような指導をするようなものではないので、行っていないということです。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
分かりました。

あそこを通る子どもたちにとって危険だなと思ってるので、毎回この話題出してるんですけど、そうなってくると子どもたち守るためにどうしたらいいんですかね。

○磯江総務課長
安全指導を行っていくとか、通学路の変更はちょっと無理ですし、何ていいですかね、総務課の立場なのか個人的な立場なのかっていうと、またそれは変わってきてしまいますんで、どうしたらいいですかっていったら、多分言われるような、解体をしてきれいとか、きっちり対応されればっていうところの意見しかなかなか言いにくいのかなと思います。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
思いは一緒ですよ。そこに至る道筋が何かできないかなと思って探ってるんですけど、なかなか難しいというところで落ち着くしかないんでしょうか。

○磯江総務課長
そうですね、あとは、所有者の方は、もし何かがあって通行人がけがをされたということになれば、家の持ち主さんがきっちりと対応する必要があるので、その辺は伝えていかなければならないかなとは思ってます。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
分かりました。ありがとうございます。いろんな角度からアプローチしていただければと。

○磯江総務課長
何かいい方法が、本当にね、あるといいんでしょうけど。草木に関してはきれいにされる……（発言する者あり）

○奥田委員長
野田委員。

○野田委員
今まで自治会を通してお願いに上がるとか、そういうことはないか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
自治会が本人さんということですか。そこは承知しておりません。

○奥田委員長
野田委員。

○野田委員
承知してないっていうか、いや、総務課として、役場として自治会に、あそこ通学路になっとなつて、見栄えも悪いし、何とかならんかっていうことを自治会からお願いしてよということ、自治会には依頼はしていないのか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

していません。

○野田委員

何でせんのですか。何でしてないんですか。やっぱりしてもいいと思うんですよ、それは。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

町が所有者とかそういう、何ていうか、相続人とかに対しての指導はすべきかなというか、すべき相手にはなるとは思いますけど、自治会に対して、きちっと管理するような指導を自治会にお願いするというようなことは……。

○奥田委員長

野田委員。

○野田委員

指導とかじゃなくてね、自治会に、子どもを守るために何とかならんでしょうかつちゅうことをお願いしてもらえませんかということを依頼はしてもいいと思うんですけども。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

おっしゃられるように、してもいいと思いますが、どちらかというと、ほかの事例なんですけど、隣の家が、例えば自治会の中にそういう管理不全な空き家があるので何とかしてくださいって、町に何とかお願いしますって言われることは多いんですが、いや、自治会のほうで何とかしてくださいというようなことを申し上げたことはありませんし、自治会のほうも大体そういうことは嫌がられるので、そういうのは町がしているという事例が多いです。

○奥田委員長

野田委員。

○野田委員

自治会にお願いしちゃうんじゃなしに、例えば、町としてもお願いを言うから、自治会としても頼めんだろうかと。だけん、自治会以外の、例えばPTAを使うとか、そういったこともしてでもね。

ちょっと休憩。

○奥田委員長

暫時休憩いたします。

(9:19～9:23)【休憩】

○奥田委員長

休憩前に引き続き再開します。

野田委員。

○野田委員

最初、磯江総務課長、バリケードがしてあって通られん、入られんようにしてあるからということはいわれましたけども、子どもの行動、予測できません。ほんで、あそこ、車で通るたんびにもう見て、嫌だなと思いながら、交通安全週間のときにあそこ、朝、

立ちますわけですわ、私も。そしたら、バスから子ども降りてきたり、ずっと田井のほうから歩いてくる子なんかは、真っすぐ歩かんですわ、うろうろうろうろしながら。だけえ、カラーコーンがあるから入らないという保証もないし、もし何かあったときに、町は何しとただいやということになりかねんし、やっぱりそれは、所有者が別棟に住んどって空き家じゃないと言われても、空き棟ですが。だけえ、その辺はちょっと管理してくださいということを、文書だけでなしに、やっぱりしつこうに言ってでもしてもらわんといけんと思うんですよ、子どもらのことを考えたら。どうでしょうか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

空き家、危険家屋を、何ていいますか、担当する課としては、一部、屋根のところのひさしのところはあると思いますが、何ていいますかね、空き家の条例に基づいて指導をしなければならないという、勧告というか、助言、指導はできると思いますが、勧告みたいな、そういうのをしなければならない状況ではないので、取りあえず、何ていいますかね、通学路の視点だとか、そういうところで指導してもらえるといいのかなというのも考えます。

○斉尾委員

ちょっと聞きたいんですけど、いいですか。

○奥田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

あれって空き家じゃないんですか。

○磯江総務課長

空き家っていうか、住んどられるのは、軽トラがあって。

○斉尾委員

いやいや、それ、さっきから聞いてるんで、それは分かるんですけど、いいですか。

○奥田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

その辺の状況っていうのも先ほどから説明があるんで分かるんですけど、元は住んでたんじゃないんですか。

○磯江総務課長

元は住んどられたんですよ。

○奥田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

いやいや、ちょっと、住んでたんだったら、住んでて、今、住んでないんだから、空き家じゃないですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

例えば敷地内に倉庫があったり、建物があったり、いろんな建物があったりすると、一つ、同一敷地内でのそういう判断をするということですので、この方はかなり広い土地です。太陽光のほうまで広い土地ですので、そういう町の管理しとる定義上は空き家とはしていないというところです。一般的に見られると、住んでないから空き家ということなんですけど。

○奥田委員長
齊尾委員。

○齊尾委員
住んでて、住まなくなったから空き家っていうことなんでしょう、定義は。敷地内でよそに住んだっていうことがあっても、元は住んでたんだから、空き家でしょう。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
管理すべき方が同一敷地内に住まれているので、多分この溝は埋まらないのかもしれませんが、そういう定義、定義上での話をしていると。一般的に見たら、住んでないんだから、住むのをやめたんだから空き家というふうな考え方なんですけど、指導、助言をするというような、空き家の条例に基づく空き家ではないというところです。

○奥田委員長
尾嶋委員。

○尾嶋副委員長
さっきから聞くのに、そこは空き家でないし、所有者が分かるとるわけですよ、なら。分かってないんですか、所有者は。
一つの屋敷だったら、そこに住んどられる方は分かるんですよ。それに、そこ、ちょっと危険なんで、何とかしてもらえませんかというのを行政側からどんだん言えないんですか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
危険ですので何とかしてくださいというのは言えます。それは空き家でなくても、ブロック塀であっても多分同様です。

○奥田委員長
尾嶋委員。

○尾嶋副委員長
なら、それで対応をしてくれないっていうことですよね、いまだにずっと残ってるっていうことは。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
そうです。そのとおりです。

○奥田委員長
尾嶋委員。

○尾嶋副委員長
もっと厳しく行政側が言ったらどうですか。

例えば、そこで子どもたちがけがしたとなったときに、初めてそれから動いても遅くないですか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
そのとおりです。遅くというか、ただ、何ていいですかね、加害者っていいですか、そういう責任を負わなければならないのは空き家の所有者であるというところです。

○奥田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

今、いろいろな議論を聞いてて、条例に対して、条例が不備な部分が出てきてるんじゃないかなと思うんですね。だから、そこに所有者がいなかったら空き家ということの条例ですよ、今、課長の説明の中では。だから、同じ敷地内に別の家を建てて、そこが空き家になった場合は、同じ敷地内だから条例の対象外の空き家になってるっていうことですよ、今は。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

ここが空き家だろうが空き家でなかろうが、ちょっとそこは置いといてもらって、この建物が、何ていいますかね、もう相当危険で、今、直ちにでも解体をしてもらわなければならないような状態ではないということです。

○奥田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

そういう状態ではないという、その状態であるとかないとかということではなくて、私の近所にも、家の前に新たに家を建てて、後ろの家が古くなってきてる家があるんですよ。だから、そういうところは空き家とは言わないということですよね、今の条例だと。だから、幾ら朽ちてきても、撤去しなさいとか、指導とかの対象にはもう永久にならないと、この今の条例のままで。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

現状ではそうです。

○齊尾委員

ですよ。なら、条例を変えるしか。

そうなると、条例を変えてもらわないと、本当に住民は、隣に隣接しとるような住民はいつまでも将来的に苦しむ可能性が出てくるということで、行政に何を依頼しても、条例でこうなってるんだから指導できませんっていうような一点張りで言われてしまうと。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

役所って弱いというか、その辺で言われると、何か何でも全てができるようになっていように思われますけど、取りあえず所有者があるものについて、どんどん何でも行っていけるというようなものではないということです、そこは御理解いただきたいと思います。

○奥田委員長

暫時休憩します。

(9:32~9:36)【休憩】

○奥田委員長

休憩前に引き続き再開します。

それでは、磯江課長、ほかの課とも連携して、もう少し親身になって、向こうの言い

分も聞いて、しっかりと対応していただくことでよろしいでしょうか。

磯江課長。

○磯江総務課長

例えば、そうやって町側に、行政側に対応をお願いされるときもありますけど、自治会では、何かそういう危険があったときに自治会内で対応していこうとか、今回は通学路ですので、PTAが、何という、ちょっときれいにする作業をしようやみたい自主的な行動があってもいいのかなと思いますんで、そういう活動のほうも促していっていただければなと思います。よろしくお願いします。

○奥田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋副委員長

今、そがに言われるけど、PTAがその家をどがにできるの。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

例えば、本人さんにお会いして、ここをちょっと片づける、軒だけを片づけるよっていう話、こちらでする、あなたがしなさいって言うと、相手もする、しないの問題出てくるんですけど、やらせてくださいっていうことになれば、どうぞというようなことは、自治会の中でも草刈りとかは結構自治会で対応してもらってるような例はあります。それは大体、所有者はどうぞっていうふうな言い方されるので、事がスムーズに行っている例はあります。

○奥田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋副委員長

分かりました。

なら、中山委員、PTAでそういう話をできるような仕組みを早速につくって。 (発言する者あり)

役場ばかりに言うんでなしに、そういう面からも動くっていうことで。 (発言する者あり)

○奥田委員長

休憩します。

(9:38~9:40)【休憩】

○奥田委員長

休憩前に引き続き再開します。

では、磯江課長、もう同じことの繰り返しなので、よろしくお願いします。

○磯江総務課長

地域整備課であつたり、県であつたり、総務課であつたり、関係でできることをしっかり何か考えながら対応していきたいと思います。

○奥田委員長

では、以上で質疑を終わります。

次に進みます。

ちょっと休憩していいですか。(「いいですよ」と呼ぶ者あり)

ちょっと休憩します。

(9:41～9:42)【休憩】

(9:41)【松本教育総務課長 退室】

4 付託議案の審査

○奥田委員長

休憩前に引き続き再開します。

次に、日程4、付託議案の審査に入ります。

審査の手順ですが、まず、各議案について質疑を行い、執行部退席後、議員間討議の後、討論、採決に入りたいと思います。

それでは、議案第64号、債権の放棄（行政代執行に係る空家解体費用等）についての質疑を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

5日の質疑聞いてて、やっぱりなかなか回収は難しいんだろうなというふうに思ったんですけどね、あえて財産管理人制度というものについてちょっとお聞きしたいんですけども、この管理人の選任の申立てというのは町がしたという理解でよろしいんですかね。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

町が家庭裁判所に行いました。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

5日の質疑の中で磯江課長が答弁された中で、津川議員への答弁だったと思いますけども、所有者がいない場合には、予納金のことだと思うんですけども、管理費10年分をどうのこうのって津川議員が言っておられた、多分予納金のことですよ、それが要らないというふうにおっしゃったと思うんですけども、課長のほうが答弁で。そうすると、この管理人の報酬というのはどこから出るんですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

裁判所に管理人を選任してくださいってお願いをするときに、50万円の、何費ですかね。

○長谷川委員

予納金じゃないんですか。

○磯江総務課長

そうですね、予納金を納めております。

○長谷川委員

津川議員が、10年間の管理費って質問されてた分ですけどね。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

それは法律が変わって、相続土地国庫帰属制度というのが設けられました。相続でこんな土地があるのを知ったという方が、もうそこは管理できませんねってした場合に、更地にして、管理費用10年分を納めて国庫に引き取ってもらって、その後、管理しなく

てもいいですよという制度ですので、今回のこの、何ていうか、相続人がいないのと一緒にされては困る、別物だと考えてもらってください。

○長谷川委員

だけでも、予納金は納められたと。売れば返還があるとは思いますが。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

予納金は国が今後、管理していくお金ではなくて、家庭裁判所が相続財産管理人を選任するための経費、相続財産管理人の、何ていいますかね、活動経費というような意味でございます。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

そうすると、その経費っていうのはどこの予算に載ってるんですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

令和3年に解体をしまして、令和2年度の3月に解体をしました。3年度に予算をつけていただいて、議決をいただいて、その経費で令和3年度に支出をしております。今はもう必要ないということです。

○長谷川委員

なるほどね。

その予納金の分についてのいわゆる解体費への上乗せというものはないという理解でよろしいのでしょうか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

本来ですと、土地が売れて、そういう回収があると、その分も返ってくる、町が払ったんで返ってくるんですけど、債権としては、何ていいますかね、予納金っていうのは町が自主的に払った、債権の扱いではないということになるので、今回、議案の中にはその分は含まれていないと、そういうことです。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

結局、回収ができないということで、いろいろ試みられたけども、できないということで、債権放棄したほうがいいと、国庫帰属したほうがいいという結論になったということなんですけども、例えば、町有地のまま債権放棄をせずに残して、地元の方の駐車場とかなんとかで地元で利用してもらって、地元で管理をしていただくと、草刈りとか、駐車料金、僅かでももらうとかっていう、そんなようなことや、あるいは、住宅密集地ですよ。そうすると、緩衝地帯があれば火災なんかのときは非常にいいという、理想ですけどね、そういう使い方、公園としての使い方もあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどう思われますか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

その辺も自治会長には話をしまして、ここ、どうですか、自治会活用されませんかと

いうことでしたけど、希望はしないということでございました。

○長谷川委員

了解しました。以上です。

○奥田委員長

ほかに質疑。

斉尾委員。

○斉尾委員

今回の議案が議会を通過して、国庫に返す、国に返す手続を今後、この財産管理人の方にしてもらおうと、例えばですよ、なったときに、この財産管理人に払うその活動費、手数料みたいなものは、今後、発生する可能性があるということですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

裁判所に50万円の、最初にお払いした予納金がありますので、裁判所は清算人の活動に応じて、その中から報酬を支払われるって、全部になると思いますけど、その中で払われるので、今後の活動経費は町の負担することはありません。

○斉尾委員

分かりました。取りあえず、また。

○奥田委員長

ほかに質疑ありませんか。

野田委員。

○野田委員

話せる範囲であれですけどね、これ、例えば普通の企業で倒産とかした場合には、債権者というのは何人もおって、1番からずっと、1番抵当、2番抵当って、うちは5番目だけえ、ほとんど返ってこんわいと、売れてもということになるんだけど、債権者は北栄町だけですか、これは。破産とかじゃないでしょう。要は、亡くなって、住まんようになって、ただ空き家になっとったというだけですよ。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

相続財産管理人の方がいろいろそういう債権者がいるのかどうかということでしたけど、北栄町以外にはないということで報告を受けております。

○奥田委員長

野田委員。

○野田委員

債権者がほかにないんだったら、要は北栄町が権利があるわけだね、例えば六百何十万円っていう解体費とは別に財産管理人、企業でいえば管財人みたいなものでしょう、多分。だったら、解体費返ってこんでもいいからと、もう北栄町に例えば50万円で売ってくれということで、要は管理者、町の持ち物じゃないんですけえね。その管理しておられる管理者に50万円で町が買うっちゃうようなことはできんのですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

お金は多分かからないと思います。清算人の方に確認しました。町が欲しいと言ったらもらえるのかっていう質問に対しては、裁判所はオーケーを出すだろうということで、無償でももらえるというようなことにはなると思います。

○奥田委員長
野田委員。

○野田委員
例えば、それこそ自治会としては要らんって言われても、タダでもらえるならもらって、整地して、そしたら近所の人、月2,000円でいいよって言ったら、借りる人も出てくりゃへんでしょうか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
町がもらってということで、町がもらうと、そこを管理していかなければならない。舗装をするにしても、さらに舗装のお金が必要になる、自治会は管理をしてくれない。自治会の写真を上から、上空から見てもらったらいいいと思うんですけど、空き地はたくさんあって、そこが必ずしも必要ではないというようなことで、じゃあ、町が引き取って、そこを将来的にずっと管理していくのかっていうこともちょっと将来に負担が残るので、そこはやめましょうという判断に町はなったということです。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
私もさっき聞こうと思っていたのを聞いていただいたんですけど、町が取得することできるっていうことですよね。今回、670万円っていう高い金額で、あの土地何とかしてくださいなって言ったときに、手挙げる人なんてゼロだと思うんですよ。町が取得をした段階で、町がどうこうするのではなくて、その間に不動産業者を挟むとかして、あそこの土地を購入できる人、地元の人、周りだけじゃなくて、もっと大きなところにして、ここ、これだけの土地で売りに出ますよということとはできないんですか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
町が取得して町有地にしますってなると、町内に幾つかあるんですけど、そういうこととして売り出すということは可能、できないかできるかっていったら、できないことはないです。あとはするかしないかっていう。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
そうすれば、この670万円、ゼロになっちゃいました、でも、土地は持ってて、売ることができる、仮に幾らかで売れば、それは町の収入になるわけですから、一部が回収できるっていう考え方になると思うんですよ。それはどうですか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
考え方はあります。国に返ったら、じゃあ国の土地になるかっていうと、国の土地になりますけど、ここが欲しいってなれば、国から買って、もらうことはできますので、それは町が持ってなくても同じようなことにはなると思います。町が安価に、じゃあ、本当で定価で安い価格で町有地を売っていいのかどうかっていう、そこなんですけど、ほかにもたくさんありますけど、じゃあ、1,000円でどうですかっていう、手挙げる人はあるかもしれませんが、町のその行為が、町としてその行為は適切なのかっていう。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
ほかの町有地と今、同じ扱いでって言われましたけど、ここは代執行してお金かけてるわけでしょう。それを放棄するって今回言ってるわけだから、一部でも回収する手法を編み出さない限り、丸々ゼロじゃないですか。そこは何か、ほかがこうだから、いや、しません、おかしいんじゃないですか、町のやり方としてっていうことではなくて、回収する方法として何か考える必要があるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
回収する方法として、相続財産管理人の方が一生懸命努力をされましたけど、買われる方がないということで、町も今後、管理費用を加えることもできない、それは売ればなるんでしょうけど、売れなければ、草刈りだとか、ずっと管理をしていかないといけない土地になるので、そこは、繰り返しになりますけど、相続財産管理人の方が努力をされても購入希望者がいないということは、今後もないだろうということで、相続放棄をするという結論になったということです。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
すみません、突っ込んで聞きますけど、どういう努力されたかっていうのは確認されてますか。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
個別には確認はしていませんが、複数の不動産業者への問合せ、そして、当該土地の周辺ではそういう空き地がたくさんありますけど、それが売買された形跡、成約事例はないということ、そして、ほかの土地も長期に募集しているけど、そういう欲しいという希望の方も出てきていないというようなことの文章で今回依頼をいただいております。個別には、じゃあ、これが実際そうされたのかっていうのは確認はしておりません。

○奥田委員長
中山委員。

○中山委員
周りに空き地があって、そこも売れてないからっていうことですが、売ろうと思えば売る手段はあるんじゃないかと思ったりはするんですね。それを果たしてされたかどうか、そこまでされたかどうか、個別には確認されてないっていうことですが、そこがないまま、もう国庫帰属ですよっていうことでいいのか、そのためには、この六百何十万円をもうチャラにするっていう方向をぼんと出していいのかっていうところは、ちょっと判断難しいかなと思いますね。

○奥田委員長
磯江課長。

○磯江総務課長
相続財産管理人の方も、じゃあ、本当で、何ていいますかね、普通に売り買いされておられる単価よりもずっと下げて、そこで打診をするっていうのはなかなかできないんだろうなっていうふうに思います。例えば、この土地、10円でどうですかって言われると、皆さん、ああ、欲しいなっていう人は何人も現れると思いますが、その人は多分

10円で買っても、利用する目的がないので、目的がないから10円で買って、ちょっと転がして、ちょっともうけようかっていう変な、変なっていうかそういう考えはあると思いますが、まずはこの土地が、何ていうか、欲しい方はありますかって言われたときに、どなたもないということなので、本当に気持ちとして、僕も安価に売って、安価に誰かに引き取ってもらって、そこに家建ててもらったり税金を落としてもらったりっていうのが本当が一番望ましいっていうか、高く買ってもらってそうなるのが一番いいんですけど、じゃあ、売れない場合は、本当に1万円でも買っていただいてそうなるのは理想なんですけど、ちょっとそこも、町がそういう打診の仕方できないし、相続財産管理人の方もそういう打診はできないと。町有地に、じゃあ、引き受けて、そういうことができるかっていうと、それは議会の皆さんや監査から、そういうお金で売ってしまったというようなことになると、また批判をいただくようなことにならないかなと。総合的に判断すると、今後の管理費も抑えなければならないとなると、相続放棄が一番いいのかなということで、町、町長を含め、そういう判断をさせてもらったということです。

○奥田委員長
野田委員。

○野田委員

参考になるかどうか、先週、私、ちょっとある知り合いと話をしとって、若い人が家を建てるのに、上物はどこへ建てても大体、ここのメーカーさん、あるいは建設業者さんに頼んだら、上物は一緒だけど、土地が、倉吉、湯梨浜を探したけど、高いんで、そしたら、北栄町が安いところがあったんで、北栄町に姪御さんが家建てたと、若い夫婦がね。だけん、やっぱり上物は変わらんとするんですけども、例えばよそで買った土地だけで500万円だ700万円だするやつが、例えば200万円、300万円土地があると。あそこ狭い狭いっていても乗用車入りますけえね。入りますわね、わしらも何回も通つとるですもん。(発言する者あり) 通りますって。ですんで、ちょっと道は狭いけど、乗用車入れるし、家の建て方によっては車がざっと簡単に入れるようにすれば、不可能じゃないと思うんですわ。だけん、先ほど中山委員言われるように、もう町外から購入者を集めるような、そういったモーションかけな、例えば隣の家の人に買え言ったら、隣の家の人でも多分買わんと思うです。ですんで、やっぱり町外から移住して家建てたいというようなことを探したほうがいいでないかとは思いますがね。(「上からの方がいいと思う」と発言する者あり。

〔モニター画面に地図を映しながら確認〕

○斉尾委員
何平米でしたっけ。

○磯江総務課長
土地326平米です。

○野田委員
100坪か。100坪ちょっとだね。
100坪500万円ぐらいしたけど、それが200万円だったら買うって。

○奥田委員長
蓑原委員。

○蓑原委員

私もやっぱり670万円っていうところには、税金で支払っているわけですし、それをいろいろな経過があって放棄っていう結論っていいですか、状況なんですけど、各委員が言ってるみたいに、何らかの方法で一部でも回収するっていう方向がいいと私も思います。意見で出てるように、住宅地、土下でもたくさん若者が来てますけども、やはり

そういうふうに関わりかけをして土地を提供する方向で進めるのが、債権放棄というよりも、いかにして、一部回収する方法としてどんな方法がいいのかって委員言われましたけども、その方向が考え方としては私も賛成している状況です。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

町としても、私としても、幾らかでも回収できればいいという考えは、多分議会も執行部も同じ考えだと思います。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

それからもう1点、このことについて調べると、北栄町でも空家等対策計画っていうものあって、審議会もあって、いろいろと検討されて進めておられるんですけども、こういう売れなかったっていうか、回収できなかったことについての、審議会を通して、こうなった最悪のケースのときにはこうなるんだよっていうふうな、そこまでを審議されて、委員会で、審議会で、取り組まれた事案なんですかね。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

審議会のほうでは、これを略式代執行で町が解体をするよということに対して諮りました。審議会のほうとしては、はい、これはもう所有者もいないので、ほっておけばほっておくだけ悪くなる状態にしかならないので、これは町で解体、略式代執行オーケーというお墨つきをもらう、ゴーをもらったというのが審議会です。ですので、その後の管理についての意見は、何ていいますかね、報告しかしてませんので、特に意見はもらっていません。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

代執行の事務フロー図っていう、フローチャートみたいなものがあるですけども、そのところに、今回のことも踏まえて、最悪のケースとして債権放棄ということもあり得るっていうことの認識を持って取り組んで、今後ですね、取り組んでいただきたいなと思うんですけど、どうですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

町がこうやって工事、解体をすると工事費も高くなりますし、多分もうこれ、今後、いい教訓になったので、町はもう基本的には代執行は所有者のあるものについては当然しないし、ないものについても、議会の皆さんの意見がありますんで、ほぼ町は執行には向かわないというようなことで考えております。

○奥田委員長

そのほか。

蓑原委員。

○蓑原委員

すみません、関連してですけど、審議会の任期がもう終わつとるんですけど、その新しい任期の方はもう選任されてる状況なんですか。

○奥田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

3月の末頃に審議会を開きました。ほとんどの方に留任をしていただいております。

○奥田委員長

ほかに質疑ありませんか。

斉尾委員。

○斉尾委員

今、磯江課長のほうから、町はこういうものに今後向かわないというような決意発表をされましたけど、確かに今の状況では向かえないと、そういう状況はあると思います。ただ、どんどん空き家が増えてくる中で、何らかの形で代執行っていう形の道筋をつけていくような、この間も言いましたけど、国のほうから交付税措置なんかを受けるとか、そういうような手だてをもって、代執行っていうことは、やっぱり何かの形で皆さんが納得できるような格好で考えていかないといけないと思いますよ。本当に皆さん困ってるんです。隣の家が傾いてきて、雑木が生えてって、苦情はいっぱい受けてるんですけど、なかなか言わやがない。執行部のほうにも、総務課に相談してもなかなかできないというようなことがあるので、だから、そういう決意発表がありましたけども、そうではなくて、今はできないけども、何か考えていただきたいというのが私の意見です。

○奥田委員長

ご意見いただきましたので。

○磯江総務課長

はい。

○奥田委員長

それでは、以上で付託議案の質疑は全て終了しました。

執行部は退席をお願いします。

それでは、暫時休憩します。再開は10時20分からで。

(10:10)【磯江総務課長 退室】

(10:10～10:20)【休 憩】

○奥田委員長

それでは、休憩前に引き続き再開します。

これより議員間討議に入ります。昨日、中山委員から申出があり、2名の賛成者がありましたので、これを許可します。

議題は、議案第64号、債権の放棄（行政代執行に係る空家解体費用等）についてです。討議の時間は60分以内で、発言は1人3回までとなっています。

それでは、申し出された中山委員から御発言ください。

○中山委員

先ほど質疑があったわけですがけれども、ここまで突っ込んだ質疑になると思ってなかったもので、やっぱりこの代執行に係る、今回、債権放棄ということなんですけれども、何が問題だったのかっていうことと、それから、さっきの質疑の中にもありましたけど、回収することはできないか、一部でもいいのかということについて問題点を整理して、それで認識を一つにしていくことが採決につながるかなと思いますので、ここで議員間討議をさせていただければということで提案させていただきました。

○奥田委員長

では、それについて。

野田委員。

○野田委員

やっぱり行政側はもう面倒くさいことはやめて、とにかく国に返しちゃってっていう気があるでしょうけども、670万円ほどの税金を使って解体したわけですし、議員として、それをなら、国に返しちゃえばあっさりして簡単かも分かんけども、町民の税金で払っとるわけですから、やっぱり何かの方法で一部でも回収できたらと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

私も同感で、賛成です。住民の方々の税金でその対応をして、その結果、いろいろなことを検討されて今の結論を導いてこられたんですけども、やはり一部でも回収できる方法を考えたほうがいいと思います。

○奥田委員長

河本委員。

○河本委員

場所とかにもよると思うんですけど、本当に一般的な感覚でいうと、僕も売れることないだろうなっていう感覚なんです、庶民的に思うと。だけど、どこまでやったかっていうところが納得できるかできんかだけの話だと思うんですよね、こんだけやって売れんかったらもうしょうがないって思えるかどうか。多分そこが甘いんじゃないかなっていう突っ込みだと思うんですよ。売れる可能性って本当に低いとは思いますが、どこまでやりましたかっていうところじゃないでしょうか。

○奥田委員長

野田委員。

○野田委員

本当はさっき聞こうかと思ったんですけど、議員間討議にちょっとしゃべることを残しとかないけんということと、要は今回、国に返さずに、もうとにかく北栄町が町の土地として安価でも売ることを考えて、最悪売れなんだときに、それから国に返すことはできるんでしょうか。

○長谷川委員

それは、町が持ちちゃったらできんでしょう。(発言する者あり)

○手嶋局長

私が答えてもいいですか。

○奥田委員長

手嶋局長。

○手嶋局長

まず、町に一旦はもらったものを国に返すということはできません。もう町のものですから、何らかの事由で譲渡をするとか、何かでもない限りは、基本的に国がもう引き受けることもありませんし、理由がないので、引き渡すことはできないということになります。

○奥田委員長

野田委員。

○野田委員

それともう一つは、この間ニュースでも出とったですけども、琴浦町がやりましたね。それで、琴浦町はどういう状態なのかっていうのをちょっと局長、忙しいでしょうけども、どういった状況で代執行したのか、あるいは代執行して、金がかかるとるわけですから、その回収のことなんかね、どういう状況なのかっていうのを、その情報を、北栄

町とは違うんでしょうけども、その辺の情報をまた聞けたら聞いていただいて、委員にちょっと報告してほしいんですけど。

○奥田委員長

手嶋局長。

○手嶋局長

琴浦町も行政代執行しておられますので、状況は確認しますが、この今日の討議までにはちょっと間に合いそうにはありませんが、討論といいますか、今日のこの委員会の討論には間に合いませんけれども、後日でよろしければ、最終的な討論までには何とか情報収集して。

○野田委員

LINEに流してもらっても。

○手嶋局長

LINE WORKSでも、何かの形でも、皆さんにすぐ情報が流せるようにはさせていただきたいと思います。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

でも、運営ですけども、今日この委員会としての報告せないけんわけでしょう、今度の11日。だから、今日委員会としての結論出さないけんということでしょう。議論の前提で資料もらったって間に合わんでしょう。

○手嶋局長

申し訳ありません。なかなかちょっと今すぐ取り寄せることが難しいので、この議論に間に合うのはちょっと難しいかと思ってます。資料がない中でちょっと判断をしてくださるしか方法はないと思ってます。

○長谷川委員

ホームページには載せてないわな。

○手嶋局長

NHKニュースでしかちょっと載ってない状況ですね。

○長谷川委員

町のホームページには載せてないかな。

○手嶋局長

なかなかちょっとこういう情報は載せないですね。

○長谷川委員

これ、国交省のデータですけども、古いんですけども、平成30年10月1日時点、全国の略式代執行と、それから財産管理人制度の活用ということで、これは空き家に関わるもの、この財産管理人制度の活用のほうが多いですよ。でも、そんなにこの時点では多くない、市町村数で68、土地件数で89っていうのが略式代執行、うちの場合と同じですね。財産管理人制度の活用のほうは市町村数は106で活用件数が163ということで、この財産管理人制度の活用をした人に助成を出す、助成金を出すという自治体もどっかありました。そのぐらいやっぱり売り口のない土地ということなんでしょうね、こういう土地っていうのはね。

確かに広く全国に公募っていうか、告示して求めれば、ひょっとしたら買ってくれるっちゃうか、考える人があるかもしれんけども、なかなかちょっと、そのためには町が取得をせないかんちゃうね。町が取得してしまうと、さっきみたいに、財力はあるから、国庫帰属してくださいといっても、あんた管理しなさいよっちゃうことになっちゃうから、結局できないですよ、帰属は。だけえ、そこが恐らく宙ぶらりんのまま今の状態

が続くということなんでしょうね、課長言う。難しい問題ですよ、本当。解決が見えてこん。

○奥田委員長
蓑原委員。

○蓑原委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、定例会のときに、国で管理してもらうことに、国庫帰属ってなるとそういうことになるんだけど、670万円を下げるのは可能かということに対して、評価額が200万円って何か言われたように思ってるんですけど、財団が所有権を持っているので、町は公募できないっていうふうにちょっと聞き取ってメモしてるんですけど、手順としては、町が買い取るっていうのは、国庫帰属しないっていうふうにすれば公募はできるっていう状況なんでしょうか。ちょっと整理したいんですけど。

○奥田委員長
長谷川委員。

○長谷川委員

私はさっき言ったように、できないと思います。宙ぶらりんだったら誰も権利がないから。ただ、債権者としての権利が町にはあるっていうことですよ。優先的にできるから、その関係人として裁判所に管理人を指定することを申請したっておっしゃったでしょう。（「はいはい、最初ね。」と呼ぶ者あり）

管財人がおることによってその土地をさばくことができるから、それも裁判所の許可があつての話ですけどね。だけえ、勝手に町が自由にはできんと思います。

○野田委員
管理人が決めることだけ、公募するだけ。

○長谷川委員

今回、国庫帰属になっても、宙ぶらりんになっても、管財人はおられるっていう話でしたでしょう、さっき。そうすると、誰も手を出せんようになっちゃう。

○蓑原委員

じゃあ、今の状況で町が買いますっていいですか、どういうふうに言えば町のものになるんですか。

○野田委員
もらえる、ただで。

○長谷川委員

下さいって言えばもらえるんでしょう。下さいって言い方が正しいかどうか知らんけど。だって、債権者だけね。ほかにいないっちゃうことですから、債権者が。優先的になって。相場が200万円ならね、600万円かけて。

○野田委員

だけ、企業とかの破産になったら抵当、順番になったりして、何人も債権者だけど、そのことをさっき聞いたら、そしたら、ないと、町1件だけだっちゃうけん、それだったら町が欲しいって言ったら、ただでくれる。

○蓑原委員
分かりました。

○奥田委員長
ほかに。
中山委員。

○中山委員

土地が絡んでるんで話がややこしいんですけど、分けないといけないのは、今回は債

権なので、解体にかかった費用をもう請求しませんよっていう話ですね。それが今回の議案として出とるわけで、土地についてどうするかってというのはこの議案には載ってき
てないんです。それを載ってきてないというか、国庫帰属しますよっていう話、その条
件で債権を放棄しますよっていうことなんだけど、国庫帰属するんじゃないくて、町に譲
り受けさせてもらって、それを町が売却する方向でっていう2段階に分けて考えないと
訳が分かんないと思うんです。評価額、約100坪ですかね、そこがどのくらいか分かん
ないですけど……（「200万円ぐらいだって」と呼ぶ者あり）200って言われましたね。1
坪2万円っていうことですかね、安過ぎませんか。もうちょっとあるかなとは感覚的に
思ってたんですけど。（「1坪大体5万円ぐらい」と呼ぶ者あり）ですよね。奥で、道が狭
いで、四、五万円あたりかな。そこを200万円で出しますよって言えば、手上げる人
やっぱあるんじゃないかなと私自身は思うんですね。ただ、その情報がその人に届い
てないだろうなっていうところがあって、その問題を考えたら、だから、債権は放棄
するんだけど、譲り受けて、後は町が動くっていうのがいいかなと思います。

○長谷川委員

だから、この案件を否決するとして、そうしたら、町が購入して、そういう手当てを
取りなさいっていうのか、もうほったらかしとけっていうのか、そこをきちっと腹決め
んと結論は出んと思いますよ。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

5日の日の話でもあったですけど、国庫帰属っていうのが条件としてこの債権放棄を
するっていう、そこが完全にひもづけされているとしたら……（「その条件ですよ」と
呼ぶ者あり）これをそのまま認めちゃうっていうのは駄目かもしれませんが、債権は
放棄していいですよ、ただ、町がそれを譲り受けましょうよっていうことを条件として
の債権放棄だったらいいんじゃないかなとは思いますが。（「賛成で」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

今の話だと、土地が町の所有になると。だから、さっきから総務課長も言っていました
けど、売れるまでの間、何年かかかるか分かんけども、町で管理はしなきゃいけない
という管理費が当然かかってくるんでね、この辺のことについて、よしとするのかどう
か。私はこれはちょっと厳しいのかなと。更地のところは結構あるしね、売れてるよう
な気配もあんまりないし、この中の議員が買ってくれる人を連れてくるっていうぐらい
の勢いがあればいいけども、おいそれと町が土地を所有するべきだっていうことについ
てはなかなか賛同しにくいなと思います。よっぽど根拠があって、将来的に売れるんだ
ぞっていうことだったら、それは大賛成なんだけど。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

何ていうかな、情報提供をどういうふうにするかっていうところもあるんですけど、
維持管理にしても、草刈りとかっていう部分だけであれば、さっきおっしゃったように、
何回するかっていう部分で、そんなに多額ではないと思いますし、673万円、その金額
を本当になしに、ゼロにしてしまうっていうことにすごく抵抗がありまして、数万円か
かっても、やはり町が譲り受けて、何らかの対応でそこを売却する方向で進めたほうが
いいんじゃないかなと思います。

○奥田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

蓑原委員のおっしゃることはごもっともで、そう思います。そもそもって言い方おかしいかもしれないけども、遡って考えなきゃいけないところもあるんじゃないかなと思うんですが。ちょっと言いましたけど、2年ぐらい前にこの提案があったときに、この行政代執行するに当たって、この土地を更地にして、売って、それで更地の代金を賄うんだと、チャラにするんだという説明があって、これに対して当時、私含めて、ほかの議員からもそんなにこれはいけんっていう意見は出なかったような気がしたんです、私はね。そういうことだったらいいでないかと、なら、やってみいやっていうことで議会として認めて、ゴーサインが出て、ここに至るわけなんだけど、そのときに、将来的なことを見据えて、売れなかったらどうするんだということを言う議員がいなかった。私は非常にそのところは、自分を含めて、ちょっと突っ込んで考えるべきだったなっていう反省をしてるんですよ、今。なら、将来的に、課長も言ったけど、こういう案件についてはなかなか今後はもう手を出しにくくなるって課長が言ってたけど、多分そのことなんだね。同じ委員として、今回こういうことを議論する中で、こういう代執行っていうことの提案があったときには可決はできないんじゃないかなって、皆さん肝に銘じちゃったんじゃないかなと今思うんですが。だけど、何度も言うように、代執行は今後必要なんですよ、どんどん増えてくるのでね、空き家が。だったらどういう条件だったらできるかっていうことも今後考えていかなきゃいけないと、こういうふうに思っています。

○野田委員

この委員会で結論出さないけんだけど、論点は、さっき中山委員が言ったように、議題としては、議題っていうか、提出議題としては、要は放棄をする、どっちにしても放棄するかせなかで、放棄はせないけん。まずそこが論点、放棄はして、その後どうするか、放棄して国に帰属するのか、あるいは町がもらうのかっていうどっちかになると思うんですが、その辺のことをちょっと皆さんの意見聞きたいだけだね。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

私も法律のことよく分からんけども、債権を放棄するっていうことはおかしいんじゃないかなって思いならんか、町が取得するならだで。国庫帰属もしてないよ。国庫帰属する必要もなくって、町が取得するんなら、今債権持ってるんだから、引き取ればええことで、それをせずに、別なところで町が取得するっていうのは何か変な話でないかなって俺は思うけどね。(発言する者あり)

○奥田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋副委員長

自分も一応、金額的にこういうことはもうどがにも動きようがないんで、これはもう仕方ないということで、皆さんが言っとられるように、一部でもほんに回収できるような方法に、町が取得して考えていく方向で見いだしたいと思います。

○長谷川委員

局長。

○手嶋局長

債権の放棄についてはあり得ます。ただ、今回議案として上がっているものは、債権を放棄して国庫に帰属させるっていうことが一つのセットになってますので、それを否決をされるのか、可決をするのかっていうのがまずあって、次のもう一つ先、例えば放

棄するんだけど、その代わりその土地を町に帰属させなさいっていうほうを選択するのはまた別の案だと私は思っております。なので、あくまでも今議論するのは放棄をして国に帰属させるところまでがセットで提案いただいておりますから、それをまず認めるかどうかだというふうに判断していただけたらと思います。

あくまでも今回は物を我々は、町は取得するわけではなくて、建物を壊したという代金を立て替えて債権持ってますっていうことですから、当然その債権を含めた、土地や建物を含めた、財産管理人が全部マイナスの債権も、それからプラスの財産も全部ひっくるめてどう整理をするかという中で、これを諦めてくれれば国庫にそのまま帰属ができやすい、新しい法律ができた先ほど言っておりましたけども、国庫に帰属ができるというので、まずは債権諦めてくれという話だというふうに認識してます。これを国庫に帰属するのか、町に帰属させるのか、これはまた別の案だと思っておりますので、否決っていうのはまず、その債権を諦めるっていうのはまずあることだというふうに、それはもう普通の民間の債権者でも当然に諦めて、先ほど野田委員からもありましたように、自分は何番抵当だけんもう回ってこん、諦めよう、これの後は、もうこの破産財産なり財産を換金してもらうのに、うちにはもう当たらないから諦めるっていうのはよくありますんで、これと同じことだと思います。（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

暫時休憩します。

(10:43～10:51)【休憩】

(10:46)【磯江総務課長 入室】

※休憩中に、琴浦町の状況について答弁あり

○磯江総務課長

琴浦町は、今回が3件目らしいです。1件目はかなり前（北栄町と同時期くらい）で、売れました。900万円の解体費がかかり、350万円回収できた。今の制度は回収できない見込みだとしたら国・県の補助金が半分くらい使えるそうです。ですので、半分为町の持ち出し。その当時は、この制度に該当しなかった。もし仮に売って回収したら補助金返還となるため、町は売る行為はしない。琴浦町の2件目、3件目は自治会要望からきており、解体後は自治会がきちんと管理するという約束をもらってから解体している。名義は所有者無しのままだが、約束により自治会に草刈りはしてもらっているという状況。
(10:51)【磯江総務課長 退室】

○奥田委員長

では、休憩前に引き続き再開します。

中山委員。

○中山委員

673万6,400円を放棄すればゼロですっていう話で、200万円で売れるんじゃないかっていうことなら473万6,000円、100万円で売れるんじゃないかっていうことだったら573万6,000円かなって思うんですね。ただ、その100万円で売れるだろうっていう土地に維持費として年間5万円、仮にかかったとすると、20年すると元に戻っちゃうわけです。20年売れませんでした。その後もかかってくると、結局673万6,400円以上のお金を町は持ち出していかないといけない、その辺をどう判断するかっていうところが難しいところなんだろうなと思うんですね。200万円だ300万円だで売れる可能性を持ってるよっていうことであれば、その期間が20年から40年、60年ってなっていくので、それは一部回収っていう目的を果たせるかもしれないんですけど、安いところで設定しちゃうと手出しが増えちゃうかなというシミュレーションをちょっとやってみてます。

○奥田委員長

ほかに。

斉尾委員、最後です。

○斉尾委員

私はね、今の皆さんの議論を聞いて、三陽合繊の跡地を思い出しちゃって、あれも最終的には、あのときは4,000万円で買ったのかな。それで、途中でいろいろと土地の土壤調査とか、それで2,000万円だったかな。あと、最終的には本当、1億円つけて売ったというね、買ってもらったとか、そういうような状況があって、何だったんだろうなっていう、あの事業はって。そのときもそんなに、議会に提案されたときに、あっ、業者が来るときには県の補助があるからええわいってということで、皆さん文句もなしに、それは自治会の要望もあるし、ちゃんとしてあげないけんというようなこともあってやっただけど、それぐらいの持ち出しになったと。この670万円、これは確かに大きな数字ですけど、持っていると本当に私はお荷物になって仕方がないだろうなって、将来的に。そういう気がしてます。以上です。

○奥田委員長

私も中山委員や斉尾委員と同じで、20年30年ずっと毎月5万円を毎年払い続けるのは、確かにこれから人口も減って行って、物価も高騰していて税金とか考えたら五公五民ぐらいの時代になってるので、なかなか安くても、あと、人が減っていきますから、呼び込む力が北栄町にあればですけど、そこもまだ見通しもついてない状況なので、ちょっと難しいと思っております。

ほかはいいですか。

尾嶋委員。

○尾嶋副委員長

ちょっとよう分からんなんでね、その土地を町が取得せなんで国に返したら、このさっき言った670万円が半分補助があるっていう……（「ない」と呼ぶ者あり）それはなしか。

○長谷川委員

それは今の制度。

○野田委員

今の法律だが、それは。その当時のことはなかった。

○尾嶋副委員長

その当時のことはなかったから、もうそれはなしっていうことか。分かりました。

○奥田委員長

よろしいでしょうか。

では、以上で議員間討議を終わります。

直ちに付託議案審査に入ります。

これより議案第64号、債権の放棄（行政代執行に係る空家解体費用等）についてに対する討論と採決を行います。なお、議長は本委員会の委員ではありますが、申合せにより、採決には加わらないとなっておりますので、申し添えます。

議案第64号、債権の放棄（行政代執行に係る空家解体費用等）についてに対する討論を行います。

暫時休憩します。

（10：57～10：58）【休 憩】

○奥田委員長

休憩前に引き続き再開します。

まず、原案に反対の方の討論を許します。

蓑原委員。

○蓑原委員

今後の管理っていうところが必要になる可能性もあるんですけども、やはり約670万円のこの金額に対して一部回収をするということが必要だと思いますので、反対です。

○奥田委員長

ほかに討論はありませんか。

討論を終わります。

本案は起立により採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立（5名）〕

○奥田委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

5 請願・陳情の審査

○奥田委員長

日程5、請願・陳情の審査に入ります。

まず、請願第1号、地方財政の充実・強化を求める請願についての御意見を伺います。

長谷川委員。

○長谷川委員

私はこの請願の中の3項目の中の消費税を地方に配分をということがあって、そこがちょっと引っかかるんですけども、そこを除けば、全体的にはやっぱり地方財政をもう少し優遇といいますか、必要な額をしていただかないと、なかなか地方の施策がうまくいかないということがあると思っていますので、賛成をお願いしたいというふうに思います。

○奥田委員長

ほかに御意見があれば。

斉尾委員。

○斉尾委員

私もちょっと分かんないところがあるんですけど、分からないところというのは、9番目の「公共交通専任担当者の確保を支援するとともに」とありますけど、これはどういう意味か。蓑原さんは紹介議員ですよ。もし分かればお尋ねしたい。請願書の9番目の担当者、町の担当者っちゅうことですか。それとも、地域交通のそういう人を確保しなさいってことかな。役場の職員っていう捉え方もできるのかななんて思いながら読んでたんで、どうなんだろうなと。それを聞きたかったです。

○蓑原委員

今言っていたいたような公共交通についての専任の担当者ということの位置づけだと思います。

○奥田委員長

ほかに御意見ございませんか。

中山委員。

○中山委員

私もこの請願にはおおむね賛成です。一部というか、私、引っかかっているのは5番目なんですけど、行革努力や取組の成果に応じた算定方法は今後採用しないことって書いてあるんですけど、頑張ったところはやっぱりもらっていいんじゃないかなという思い

はちょっとあって、メリット、デメリットがあると思うんですけど、ここまで言い切っちゃっていいかなっていう部分はちょっと引っかかるころではありますが、全体としておおむねは賛成です。以上です。

○奥田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

私も賛成する条件として、5番を削除。同じように、行革に頑張ってもらいたいと、そういうふうに思います。

○奥田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋副委員長

あまり自分は難しいことは分からないんですけども、採択でいいと思います。

○奥田委員長

ほかに御意見ございませんか。

河本委員。

○河本委員

細かいことを言えば、突っ込みどころはもしかしてあるかもしれないんですけど、要旨としては、出された方の意見におおむね乗るか乗らないかだけだと思うので、採択でいいと判断します。

○奥田委員長

ほかに御意見ございませんか。

討論がないので、採決を行います。（「ちょっと」と呼ぶ者あり）

○齊尾委員

その5番を削除、お願いしますと言ったことについて、皆さんの意見は。するか、せんか。せんということなら、それまでだし。

○奥田委員長

すみません。齊尾委員の言われた5番を削除するか、残しておくかということについての御意見等はございませんか。

長谷川委員。

○長谷川委員

それは意見書がありますよね。

○手嶋局長

この後の意見書の中で協議をしていただいて、どういう意見書にするのかと。その部分、削るんであれば削ろうかというのを、また次の段階でしていただけたらと思います。

○奥田委員長

討論はありませんか。（なし）

討論がありませんので、採決を行います。

請願第1号は、採択することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は、採択することに決定しました。

委員会の意見はどのようにいたしましょうか。

福嶋さん。

○福嶋主幹

去年も同じ請願が出てますので、今日の委員会日程に参考につけていますので、こういった文言をつくってほしいです。

- 奥田委員長
中山委員。
- 中山委員
では、地方財政の安定と予算の確保は引き続き必要であるためという意見でいかがでしょうか。
- 奥田委員長
皆さん、どうでしょうか。地方財政の安定と予算の確保は引き続き必要であるため。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
それでは、ただいまの意見を付することに御異議はございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 奥田委員長
異議なしと認めます。
次に、措置について、いかがでしょうか。
斉尾委員。
- 斉尾委員
政府及び国会に意見書を提出。
- 奥田委員長
よろしいでしょうか。（よろしい）
提出方法はいかがでしょうか。（「委員会提出で」と呼ぶ者あり）
- 奥田委員長
委員会提出で。
意見書の内容についてはどういたしましょうか。先ほど斉尾委員が言われたように、5番については。
中山委員。
- 中山委員
5番の最初の丸までは残していただいて、「また、その一部において」から、最後、「採用しないこと」までを削除していただけたらと思います。
- 奥田委員長
どうでしょうか。
野田委員。
- 野田委員
3番ね。「また」の後ろで、「地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性」のところ、「所得税」まではいいけど、その後の「消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行う」って、これは……
- 長谷川委員
私は、消費税はもう減税してほしい。そこを当てにされると。
- 奥田委員長
どうしましょう。3番の取扱い。
斉尾委員。
- 斉尾委員
今、3番のほうに議論が移ってしまったんで、ちょっと戸惑いましたけど、先に5番のほうで、5番のほうを先に決めてから3番に移ったらどうかと思いますけど。
私は全部削除と言ったんだけど、中山委員が一部削除って言われたので、私はそれでもいいです。
- 奥田委員長
5番は一部削除でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、続いて、3番についてです。(発言する者あり)

3番は、「や偏在性がより小さい消費税」を取っちゃう。よろしいでしょうか、3番。

皆さんもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

そのほかは、ないですね。

では、送付先は。(「書いてあるとおりで」と呼ぶ者あり)

これでよろしいですか、送付先も。

以上で本請願に対する審査を終わります。

次に、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択についての陳情の御意見を伺います。

中山委員。

○中山委員

私、採択です。やはり高校でも今後少人数学級、必要になってきますので、それに向けた予算確保することは大事だと思いますし、小学校でも基準を下回る、それより少ない人数でっていうところにも、やっぱりやろうという意欲がある人たちはやっていただきたいと思いますので、全面的に賛成で、採択です。

○奥田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋副委員長

自分も採択でいきたいと思います。教職員の定数とか少人数学級とかの意見書でありますので、採択でよろしく願います。

○奥田委員長

蓑原委員。

○蓑原委員

私も採択で、今、北栄町は、国基準よりも下回る人数で配置してもらって、生徒たちの学力向上につながっていると思っているので、ここの部分については採択でお願いしたいと思います。

○奥田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

やっぱり今、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員長時間労働というふうに書き出してあるんですけど、そのとおりだと思っておりますので、やっぱりその解決のためには先生の待遇改善などが絶対必要ですし、その待遇改善のまず1番はやっぱり定数を改善するということだと思いますので、そうすることによって子どもたちの不登校への対応やいじめへの対応も先生にしていだけるし、先生も授業の準備も十分な時間ができてくるんじゃないかなと思ってますので、全面的に賛成です。

○奥田委員長

河本委員。

○河本委員

採択でいいと思います。

○奥田委員長

野田委員。

○野田委員

ここ、学校になつとるですけど、もう既にこども園、保育園などでも、要は加配教員というか、加配職員をどんどん増やしてやつとるような状況ですんで、やっぱりこれは採択すべきものだと思います。

○奥田委員長

ほかに御意見ございませんね。

斉尾委員。

○斉尾委員

私も何か意見言わないけんと思ってるんですけど、基本的には賛成なんですけど、採択なんですけども、ちょっと引かかるのが、高等学校で35人学級にする必要があるのかなって思うですよ。小さいうちにはやっぱり少人数学級でしっかりとちゃんと、当然お子さんが小さいうちはそれは必要であるだろうと。だけど、高校生ぐらいになると、仲間が少なくならへんかなって、35人じゃね。やっぱり40人ぐらいおってもいいんじゃないかと思うですよ。というようなことをちょっと思ってるんで、今回は採択でいいんですけど、将来的な、高校までの人数制限、少人数ということにこだわる必要はないんじゃないかなというようには私は思ってます。ですけど、今回はこれで採択でいいです。

○奥田委員長

ほかに御意見ございませんか。

討論がありませんので、採決を行います。

陳情第3号は、採択することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

異議なしと認めます。

委員会の意見としては、どういたしましょうか。去年のが参考で載ってますが。

○長谷川委員

学校現場の山積してる課題を解決し、豊かな学びを保障するために、職員、教員定数改善が不可欠。どうでしょうか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

学校現場の山積している課題を解決し、豊かな学びを保障するために、教職員定数改善が不可欠であるため。

ウの措置ですけど、委員会提出はありますか。（「委員会提出でしょうね」と呼ぶ者あり）

議案の提出の方法も委員会提出でやる。（「はい」と呼ぶ者あり）

意見書の確認です。何か気になる点は。

斉尾委員。

○斉尾委員

1、2、3、4あるんですけど、3番目、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないことってあります。北栄町はしてないですよ。してるかいな。してないでしょう。だから、ここはなくてもいいのかなって読んでて思ったりするんで。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

北栄町は町職として加配の職員がかなりついてる状態なんですね。だから、そこをもっと大きな県とか国とかが保障してくれれば、もっといいのかなと思います。

○奥田委員長

よろしいですか。

ほかに。

それでは、これでいきたいと思います。

送付先は、ここに載っているところでよろしいでしょうか。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣。（よろしい）

では、これでいきたいと思います。

以上で本陳情に対する審査を終わります。

6 協議事項

(1) 9月定例会の調査項目について

○奥田委員長

では、6の協議事項、(1)ですが、9月定例会の調査項目について、何か御意見ございますか。

中山委員。

○中山委員

高校生に1万円出しとるのの使い終わった締切りがこの頃じゃないかと思うんですけど、どこで使われたかとか。使い道とか、店舗とか。どうですか。（「魅力化事業だな」と呼ぶ者あり）

何か追跡ができる仕組みをつくっとんるっていう話でしたので。

○奥田委員長

そのほか、何かございませんか。

蓑原委員。

○蓑原委員

高校というところで、鳥取中央育英の取組、魅力化事業の取組状況みたいなのお聞きしたいんですけど、そういう部分についてはどんなものでしょうか。魅力化の取組状況みたいな。

○奥田委員長

今回のじゃなくって、今までやってきた魅力化事業、今までというか、継続して……。

○蓑原委員

今日、高校の定員とか科目とかがちょっと報道されてるので、どういう進行状況かなと思ひまして、ちょっとお聞きできれば。

○奥田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

言ったものを全部やるのか。

○奥田委員長

いや、そんなことないです。

○斉尾委員

その中から選択するのか。

○奥田委員長

はい。

○斉尾委員

なら、1つ。

○奥田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

前も言ったんですけど、北栄町って今、岡本副町長を中心にデジタル化っていう、DX推進してますよね。知らん間にデジタル化になってるところが結構あるんですよ。例えば、こども園の、一つ一つ説明はあってるんだけど、予算化して、取り入れますよって。だから、通園のときのデジタル化とか、あと、子育て関係の、あれもデジタル化になってるんじゃないかな、何ちゅうかいな、母子手帳とか、ああいうことが明確に知らない部分が結構あるんです、いつの間にかなってて。具体的にどういうものがどう

なってるか、デジタル化が進んでるかっていうことを私は知りたいなと前から思っていて、ちょっとその辺、不勉強で、委員会にそぐうのかそぐわないのか分かんないけど、もし許されるのであれば、そういうことを皆さんと勉強したいなって前から思っていました。

あと、教育関係の何かも入ったよね。どこだった、どっかの会社から提案されて、話があったけど、総務課長が話をしとって、こういうプリントかいな、テストか何か、ドリルかいな、そういうのを、大日本印刷じゃなかったかな、何かそういうようなところから導入したとかというやあなこともあったような。まあ、これ、うそかもしれないけど。

○奥田委員長
局長。

○手嶋局長

ちょっとその教育総務課のものは私はあまり把握できてないのでちょっと分かりませんが、まずは調査なので、この調査をして何につながられるのかということを考えて、委員として活動していただきたいと思います。単に入っただけのものを見たい、知りたいっていうだけなら、普通に議員さんとして見ていただけたらと思うんですが、それを見て、まだ進捗が進んでないから、もっとこうしなきゃいけないんじゃないかとか、ここの部分がまだ遅れてるからこうしなきゃいけないんじゃないかという、次につながるための調査っていうものをやっぱりしっかりこの委員会の中でやっていただきたいと思うんです。調査っていうことですから、当然そこの調査をして、次に、どこに課題があったり、どこに問題があったり、むしろ、いや、よくなってるんだけれども、じゃあ、この分野はどうなのかとか、次につながることも意識した上でのやっぱり調査事項というのを定めていただきたいと思います。単なる進捗だとか、単なるどうなったのかだけではなくて、それによってどういう効果が得られたのかとか、1万円のものでどういう効果があった、この効果がないなら、次はこういうことをしなきゃいけないんじゃないか、次につなげるために何をするのかという調査だというふうに考えていただきたいと思います、皆さんが。すみません。

○奥田委員長
斉尾委員。

○斉尾委員

おっしゃるとおりで、ただ、その前に、現実を知らないで提案もできないし、前に進めないで、そういうようなことを思っていました。

皆さん反対だったら、いいですよ。

○奥田委員長

いや。せっかく出していただいたんで、反対ではないです。

どういたしましょう。(発言する者あり)

さっき言われたようなことを項目として上げますか。

野田委員。

○野田委員

だけえ、先ほど中山委員のほうからあった1万円、要は使い道がどうなったか、それは、何でそれが知りたいか。実際それが高校の魅力化になっとうかどうかということ、まずそれを。この1万円を認めるというか、出たときに、提案されたときに、反対議員もおって、単にこれは町内の商工会に使えるように、それだけの援助でないかとか、いろいろ意見が出て、最終的には通したんだけど、私としてもやっぱり本来は1万円、そんなもん配るべきでないと思っとうし、だけえ、やっぱりその結果というのを知りたいし、1万円を配って、やっぱり中央育英高校に行きたいって、私はならんと思っただけ、やっぱりその辺のことは知りたいし、それで、先日、何日だったかな、新聞に出と

ったですけど、全国で唯一、1か所、高校で漫画科（マンガ学科）というのがある学校があつて、やっぱり私、前から町長にそれやりゃあいい言っとるだけど、アニメ科というのをつくれど。通常の基本教育はあるんだけど、専門教科として、青山剛昌先生とか、県内に水木しげる先生の、まだスタッフがおるけえ、そういったところに講師を頼んで、そういった講師をあれしたりとか、そういった格好で、やっぱりそういったものが一つの魅力材料になると思うです。また、そういったことも含めて、今後検討していかんと、どんどんどん、いずれは育英高校なあなっちゃわへんかと思つて。やっぱり北栄町にとって育英高校の存在というのはすごい大きいんで、高校生おらんようになつたら、多分コナン駅も、人、乗り降りするもんもおらんようになつちゃうということが出てきます。やっぱりそのことを考えて、変な話、何年か前に育英高校の先生方との懇談会で議員15人のうち13人が出とったけど、先生は1人も出てきならんっていうことがあつて、やっぱり考えてみたら、先生方は異動しちゃえばそこまでというのがあるので、ただ、今いらっしゃるあの山田校長、結構熱心な校長なもんで、あの校長がおんなる間にある程度、それから、足羽教育長が、これも町内の出身者ですので、何とかアニメ科ならアニメ科というものをつくってでも、漫画科（マンガ学科）は全国に1つあるが、アニメ科も1つです。だけ、何とかそういった格好で、育英高校、こういった魅力があるんだということを今のうちに何とかしたいちゅうのがあるです。それで、中山委員言われたように、1万円がどうなったのかというのは、やっぱりずっと気になつとるです。以上です。

○奥田委員長

それでは、高校生の1万円の1万円を支給されて、どのように使用して、どのような、例えばSNSで発信したりして、こういうものが町内にあるだとかいうようなことをやったのかとか、果たしてそれが魅力化につながって、新しく入学したい志願者が増えるのかということと、今の魅力化の問題でアニメ科とかいうようなことも探りながらと、あとはDX、どこまで進んでいて、どういったもので、どういう効果があつて、不具合とか心配なところがないかというようなことも確認していきたいと思つたので、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○中山委員

補足いいですか。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

補足ですけど、さっきの1万円の分ですけど、私、あれが決まって、実際に配られた後で、これは配った町、受け取った学生では終わりませんよっていうことをちょっと周りにも言つとって、それを使つてもらふ商店なり町のそういう場所がそこにどれだけの熱意を持って関われるかということも必要なんですよということを言つてたんですけど、その辺、どの程度関わられたのかということも加えていただけたらありがたいと思つた。

○奥田委員長

分かりました。

それでは、じゃあ、9月の定例会の調査項目はそういったことで行いたいと思つた。

（2）視察について

○奥田委員長

（2）の視察についてでございますけど、福島さんお願いします。

○福島主幹

視察先の候補の3か所に、それぞれ連絡をしました。今、内諾をいただいたのが、10月17日の午後で、富田林中高、それから、徳島県の神山町が10月18日で内諾というところです。寝屋川市なんですけど、こちらは、受付が行きたい視察日の3か月前から1か月前でないと予約の調整がしてもらえないっていうことがありましたので、今は何もできない状況です。前話した中では、徳島に、遠い方に最初行って、大阪行って帰ってくるというのが理想的だったんですけど、日程調整により、今、大阪のほうで17日で徳島のほうが18日でという、この2つが内諾いただいているところです。この2か所で行くなら1泊2日で行けるかなと考えています。この状況で皆さんの御意見をお願いします。

○奥田委員長

何か御意見ございませんか。

野田委員。

○野田委員

この間と、進展はまだそんなにないということだね。

○奥田委員長

局長。

○手嶋局長

ひとまず、進展という意味では、ないです。ただ、先ほども福嶋が申し上げましたように、当初は徳島を先に、遠いところから行って、近づいて帰ってくるという日程でいけば、この詰め込んだものがしっかり行けるんですが、徳島のほうが結局、後の日付になったものですから、もしこの2番目を、まだ予約も何もしてない状態ですけど、入れると、1日目、2日目で大阪に泊まって、次の日、徳島に行かないけんということになります。多分、徳島に着くのが昼以降か午後でお願いをすることになるのかちゅうことになって、その足で、見られた後、もう即北栄町に帰ってくるというかなりの強行軍になるものですから、そこまで詰め込むのかっていうことなのか、いや、そうではなくて、残念だけれども、今回、②はちょっと諦めようか、で、余裕を持った日程で、大阪で富田林中学と高等学校のものをしっかりやった後に移動して、徳島で宿泊をして、午前中に徳島のこの神山町をお願いをして、午後は帰ってくるなり、少しちょっとゆっくりして帰ってくるのかっていう方法もあるもんですから、大きくは変わってないんですが、日にちが初日に大阪がやってきてしまうというのがあって、そのこのところの組合せをもう一度ちょっと皆さんのほうにしっかりと話を、協議していただけたらということ。

○奥田委員長

野田委員。

○野田委員

今でいうと、余裕持ったら②を外すというんだけど、みんな目的が違うもんで、その辺で②を外すのがいいんか、③を外すのがいいのか、1番か、その辺はやっぱり内容で検討せんと、それは2か所でもいいと思うんですけども、その辺をやっぱり大阪だけにしちゃうのか、徳島、どうしても行きたいなら、大阪をどちらかにするとか、そういった格好でもええと思うんで、やっぱり目的や内容が違うんで、その辺を考えていただきたいなと思うんですけど。

○奥田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋副委員長

局長が言うように、この②の寝屋川に行くと物すごく強行になると思うんですよね。何かあっち行って、こっち行ってっていうやでなしに、やっぱり今回は①と③にして、じっくりとそういう研修をしたほうがいいのかと思います。

○奥田委員長

中山委員。

○中山委員

2つ内諾いただいて、1ついただいてないということなので、寝屋川がどの時間帯で調整できるかによるかなと思うんです。17日の午前ということであれば、ここを早く出て、午前、そして、富田林、午後、次の日に徳島というのは不可能ではないと思うんです。ただ、17日のお昼からとかっていうふうになったら、もう2つを午後見ないといけなくなるので、それはどちらかをカットなのかなというふうには思います。ちょっと今決めるのはまだ早いかなと思うので、7月17日からは調整ができるようになるということですね。あと1か月ちょっと。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）それ待ってもいいかなとは思いますが。

○奥田委員長

では、寝屋川のほうは7月の17日以降を待ってからにして、①と③に行く方向で、大阪から徳島に移動で、そういう方向で大丈夫ですかね。

福島さん。

○福島主幹

ありがとうございます。では、今内諾いただいてるところは動かさずに、ここは固定させてもらってもいいですか。

○奥田委員長

はい。

○福島主幹

徳島は、すごく人気のところで、よくここを取ってもらったなと思ってありがたく思ってるんですけど、じゃあ、徳島は午前、午後どちらでもいいということで。

○奥田委員長

午前か午後、どちらでも。どうですか、徳島。

○福島主幹

今は向こうにもどちらでもいいと言われてて。

○奥田委員長

今はどちらでもいいという。

○尾嶋副委員長

徳島で泊まれば、午前中できるんか。

○福島主幹

徳島に泊まるか、大阪に泊まるかです。

大阪の富田林から神山までは車だと3時間半ぐらいかかる距離になります。視察終わって、夜のうちに動くか。

○野田委員

富田林終わって、その日じゅうには徳島、入れることは入れるだ。

○福島主幹

入れることは入れるかなって思いますね。そこもちょっと調整しながらですけど。じゃあ、神山町は、午前か午後かはもうちょっと待ってもらおうと思いますけど、向こうも予定を早く決めてほしいということがあったら、それはそっちに応じたいと思います。富田林は、もうここが結構ベストなんです。その週の中でも3日ぐらい探究の時間を設けておられるということなんですけど、この17日がちょうどコミスクの関係のことをするというのもあって、この日がベストだになっていうところで向こうの先生も決めてくださったので、ここは固定して、寝屋川は、7月のいい頃になってからお願いするとして、候補としては、17日の午前か、または、もう1日前の16日の午後とかも視野に入れますか。1泊でいこうっていうことだったら。

○奥田委員長

①と③だけで調整してもらいたいと思います。寝屋川は外してもいいので。

○福嶋主幹

皆さんはどうですか。

○尾嶋副委員長

自分も、寝屋川は外して、①と③で行くようにするほうが、気持ちとして、あっちに行かないけん、こっちに行かないけんより、そこ、そこのほうが集中できると思うんで、その方向で。

○野田委員

③の希望が取れんようになっちゃったらいけんしな。

○奥田委員長

③はもう早めに押さえて。

○福嶋主幹

午前、午後、どっちを押さえましょう。

○奥田委員長

午前、午後、どちらがいいですか。

○野田委員

徳島に入っちゃうだったら、午前。

○福嶋主幹

午前に決めちゃいましょうかね。

○奥田委員長

では、富田林が終わったら、すぐ徳島に移動して、徳島は午前中で視察を受け入れてもらって、後は帰ってくるという方向でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（３）閉会中の継続調査申し出について

○奥田委員長

それでは、(3)の閉会中の継続調査の申出についてですけど、申出はする。（「する」と呼ぶ者あり）

○奥田委員長

調査内容、総務教育常任委員会に所管する事項で、もし調整が可能なら、また教育委員会との意見交換会を行います。

（４）その他

○奥田委員長

(4)のその他は。（「なし」と呼ぶ者あり）

7 その他

○奥田委員長

じゃあ、7番の大きいその他ですけど、この前、小学校のプールを議員派遣で行きましたので、報告書についてですけど、先ほど控室で委員長がというような声もありましたけど、皆さんどうですか。（発言する者あり）

まあ、その修繕の具合ですね。このたびはこれぐらいで済んで、これがもう大規模ですごくかかるんだったら、そのときはそのときってというような思いがやっぱりありますので。じゃあ報告書は私が。報告書の期限は、また局長と相談をさせてください。

蓑原さん。

○蓑原委員

修繕のところもあったんですけども、日陰をつくることについても何かありましたっけ。日陰。太陽。何か。

○手嶋局長

よろしいでしょうか。今のところ、いわゆる日陰のところは予算の様子を見て、もし予算の範囲の中に収まれば、できれば対応したいと。ただ、私があのかき聞いた話では、まだちょっとそこははっきり分からないのでというのと、それから、改めて、委員の皆さんが行かれたときに、今どきのプールは目線が高いところはないと、女子児童であったりとか男子児童でも、やはりそういうものが盗撮されちゃいけないんで、改めてフェンスも検討してみたいということは教育総務課も考えてらっしゃるようなので、またそこについて必要な予算が発生すれば、委員会の皆様だけではなく、議員の皆様にもちょっとお願いしていきたいというふうには伺った覚えが、ちょっと私もそこ、記録までは取ってなかったもので、そういうふうに理解してます。(発言する者あり)

○奥田委員長

暫時休憩します。

(11:54~12:00)【休憩】

(12:00)【松本教育総務課長入室】

○奥田委員長

休憩前に引き続き再開します。

松本課長より、答弁に誤りがあったということなので、訂正をお願いいたしたいと思っています。

松本課長。

○松本教育総務課長

先ほど答弁したときに、北条小学校の前の建物についての、通学路の危険箇所としてこれまで上がってきてないというふうに答弁させていただきましたけど、もう一度担当のほうに確認させました。そうしましたら、昨年度、危険箇所として上がってました。ただ、空き家というふうに認識しておりましたので、総務課のほうに報告をして、総務課のほうについての対応は、先ほど総務課長のほうが答弁した内容のとおりでございます。どうも通学路のそういう危険箇所の報告が上がってきたときに、空き家については、空き家ですとか道路維持とかの部分については各課に報告をしてお願いをするというような形で、現地での調査を教育委員会のほうはしてないということですので、ちょっと記憶に誤りがあったということで、訂正して、おわびします。すみませんでした。以上です。

○奥田委員長

よろしいですね。(よろしい)

8 閉会 (12:02)

○奥田委員長

では、以上をもって本日の日程は終わります。

これにて閉会します。

次の委員会は6月17日午前9時から開きますので、お集まりください。御苦労さまでした。

※この会議録は要点筆記である。